

◆ 第2部 ◆

平成19年度における
出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章 個人識別情報を活用した出入国審査の開始

出入国管理手続において最も基本となるのは手続の対象者が「何者か」を把握することである。旅券の所持者が当該旅券の名義人と同一人物であるか把握できなければ、適正な出入国手続を行うことは不可能である。

この観点から、入国管理局では、平成18年に所要の法改正等を行い、19年から指紋等の個人識別情報を活用した出入国審査を開始した。

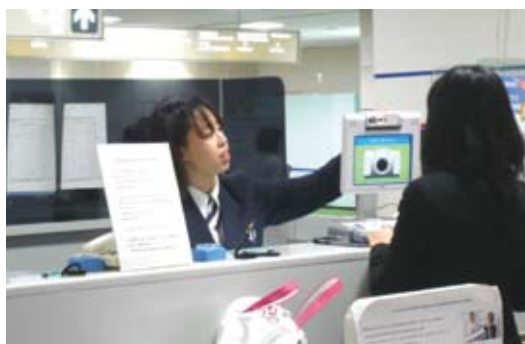
第1節◆上陸審査時における外国人の個人識別情報の提供

平成19年11月20日に施行された改正入管法により、上陸審査時に外国人（特別永住者、16歳未満の者等の免除事由該当者を除く。）に対し個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供が義務付けられた。

これにより、上陸申請者と旅券名義人との同一性の確認及び入国管理局が保有する要注意人物リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となり、国民の生命と安全を脅かす外国人テロリストを、より確実に水際で発見することができることに加え、例えば、過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用して繰り返し不法入国をする者（いわゆるリピーター）についても、入国管理局が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見することが可能となった。



バイOMETリクス導入機器



バイOMETリクスを導入した審査風景

第2節◆自動化ゲート

出入国の手続を簡素化・迅速化して利便性を高めるため、同じく平成19年11月20日から、事前に利用希望者登録を行った日本人及び再入国許可を受けていることなど一定の要件に該当する外国人は、成田空港第1旅客ターミナルの南ウィング出国及び上陸審査場、第2旅客ターミナルの南口

出国及び上陸審査場に設置した自動化ゲートを通過することにより一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく、迅速に出入国手続を受けることが可能となった。

同ゲートの利用希望者登録受付場所は、東京入国管理局再入国申請カウンター、東京入国管理局成田空港支局第1旅客ターミナル南ウイング出国審査場及び第2旅客ターミナル南口出国審査場であり、日本人は両手人差し指の指紋を、外国人は両手人差し指の指紋及び顔写真を専用の機械により登録する。登録手続が完了した際には、旅券に登録済のスタンプが押印されるが、自動化ゲートを利用して出入国した場合、原則として旅券上に出入国証印（スタンプ）は残らない。



自動化ゲート

第3節◆制度導入に向けての広報活動

個人識別情報を活用した入国審査手続が問題なく導入されるためには、外国人が我が国での上陸審査時に指紋及び顔写真の提供を求められることやその必要性を事前に十分理解していることが重要であることから、入国管理局では国内外に向けて積極的な広報活動を行った。国内においては、在京外国公館及び国際機関、国際線を運行する航空会社等に対して新しい入国審査手続に係る説明会を開催し、海外においても、中国（北京、香港）、韓国及び台湾へ職員を派遣し、本制度の導入について現地の旅行会社及び報道機関への説明会を実施した。さらに、その他の国においても外務省の協力を得て各在外公館から各国出入国管理当局及び観光当局に対し説明を行った。また広報資料として、ポスター、パンフレット、リーフレット及び広報ビデオを制作し、国内外関係方面へ配布した。加えて、インターネットを活用した広報も効果的であるため、法務省及び入国管理局ホームページ上に紹介専用ページ「新しい出入国審査について」を設け、手続を多言語により案内した。

また、自動化ゲートの導入に際しても、広報資料を作成し、利用案内書、利用希望者登録申請書と共に先述の紹介専用ページに掲載した。その他、内外の報道機関に対し、成田空港支局において新しい審査手続及び自動化ゲートの利用手続等について説明及びデモンストレーションを行う等の広報活動を行った。



個人情報提供義務化を周知するポスター

第4節◆実施状況

上陸審査時に個人識別情報を活用することにより、過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用して繰り返し不法入国を企図する者（いわゆるリピーター）の入国を阻止するなど、相当の効果を上げている。

個人識別情報の活用によって入国を認められなかった主な事例としては、過去に退去強制され、上陸拒否期間中の者が、有効な旅券を所持せずに他人名義の旅券を行使（なりすまし）するなどした事案や、上陸拒否期間中である者が、上陸拒否を免れるため、氏名・生年月日を変え、新たな有効な旅券を取得して、上陸申請に及んだ事案等があった。

また、自動化ゲートについては、登録者数も増加しつつあり、迅速な出入国審査を受けたいとするニーズに応えている。

入国管理局としては、テロの未然防止や政府として取り組んでいる不法滞在者対策及び外国人犯罪対策のため、上陸申請者と旅券名義人の同一性の確認を確実に行うとともに、外国人テロリスト等の水際での発見に努め、わが国への入国を確実に阻止する一方、自動化ゲートについてはその運用状況を見つつ、拡大を検討するなどし、より効率的な上陸審査に取り組むこととしている。

第2章 新たな在留管理制度の検討

第1節◆検討の経緯

1 政府における検討

(1) 我が国に入国、在留する外国人の数は年々増加しており、平成19年における外国人入国者数は約915万人、19年末現在の外国人登録者数は約215万人と、引き続き過去最高を記録した。外国人が入国、在留する目的も、観光のほか、就労、留学、研修、永住など多様化しており、各種行政において外国人の入国、在留状況を正確に把握することの重要性が増している。

これまで外国人の入国・在留状況は、出入国管理及び難民認定法に基づく入国・在留審査と、外国人登録法に基づく外国人登録制度によって把握されてきたが、これら現行制度については、「外国人の在留管理が二つの法律により二元的に処理されている」、「在留外国人の居住・就労の実態が必ずしも十分に把握されていない」といった問題点が指摘されていた。

(2) このような状況下、政府は、平成17年7月19日、犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について、法務省を含む関係省庁で検討を進め、19年7月3日、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について」を犯罪対策閣僚会議に報告した。同検討結果においては、外国人の在留管理の在り方につき、法務大臣による在留情報の一元的把握、所属機関の協力、行政機関の情報の相互照会・提供、正確な在留情報に基づく的確な在留管理といった方向性が示された。

(3) 政府の規制改革・民間開放推進会議、その後身組織である現在の規制改革会議においても、外国人の在留管理制度について議論がなされており、平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」においては在留外国人の入国後のチェック体制の強化として、外国人に係る情報の相互照会・提供、外国人登録制度の見直し、使用者等受入れ機関等に対する責任の明確化等が盛り込まれ、遅くとも21年通常国会までに関係法案を提出することとされた。

2 出入国管理政策懇談会・在留管理専門部会における検討

(1) 在留管理専門部会の設置

法務省は、前記のような政府における検討状況を踏まえ、各方面の有識者から、新たな在留管理制度の在り方について意見を聴取し、今後の入国管理行政に活かすため、平成19年2月1日、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置した。

(2) 在留管理専門部会における検討

在留管理専門部会は、累次会合を開催し、関連15団体・関係者（外国人集住都市、経済・産業団体、労働組合、日本弁護士連合会等）から意見聴取を行うなどして議論を重ね、最終報告書「新

たな在留管理制度に関する提言（案）」を取りまとめ、平成20年1月31日、出入国管理政策懇談会に報告を行った。

(3) 報告書「新たな在留管理制度に関する提言」の提出

出入国管理政策懇談会は、在留管理専門部会の最終報告に必要な修正を行った上でこれを了承し、報告書「新たな在留管理制度に関する提言」を取りまとめ、平成20年3月26日、同報告書を法務大臣に提出した。報告書の全文は法務省のホームページに掲載されている（<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan44-11.pdf>）。



出入国管理政策懇談会から法務大臣への報告書提出

現在、法務省においては、報告書の内容を踏まえ、平成21年通常国会に関係法案を提出すべく、新たな在留管理制度の詳細について検討を進めている。

第2節◆出入国管理政策懇談会による報告書「新たな在留管理制度に関する提言」の概要

1 在留管理制度見直しのねらい

現行外国人登録制度が発足した終戦直後は、在留外国人のほとんどが終戦前から引き続き在留していた朝鮮半島等出身者であった。その後、我が国の国際化が進み、様々な目的を持って新たに来日した外国人いわゆるニューカマーが増加した結果、在留外国人の構成が制度発足当時とは大きく変化した上、ニューカマーの中には、国内に安定した生活基盤がないため、外国人登録に際して正確な申請を行わなかったり、頻繁に転居したり、あるいは、再入国許可を受けて本国に帰国したままで再入国するか否かが不明な者も現れ、法務大臣や市区町村の長による在留外国人の情報の把握が困難になってきている。このような現状を改め、法務大臣が外国人の在留状況を十分に把握するためには、外国人の在留に関する情報体制の再構築が必要である。

そこで、新たな在留管理制度においては、外国人登録制度を抜本的に見直し、法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度を構築し、的確な在留管理を行う一方で、市区町村において整備される予定の適法な在留外国人の台帳制度により、地域における外国人住民に対する各種行政サービスの向上を図ることとする。そして、これらの制度を通じて、我が国で暮らす外国人を支援する各種施策が講じられ、外国人が生活しやすい温かい環境が醸成されていくことにより、日本人と外国人がお互いを尊重し合い、支え、助け合いながら共に生きていく、共生社会の実現を目指すべきである。

2 新たな在留管理制度

現在、外国人の在留情報について、入管法に基づく入国・在留関係の許可手続時と外登法に基づく外国人登録時に、各々法務大臣と市区町村の長とで二重に情報が把握、管理されている制度を、入管法に集約・一元化した新たな制度として再構築する。具体的には、入管法上の在留資格をもって中長期間在留する外国人は、

- ① 上陸許可、在留期間の更新、在留資格の変更等の各種許可の申請時に、在留管理に必要な事項の記録を受けた上、許可に伴い、在留カード（仮称）の交付を受け、
- ② 在留期間の途中で上陸許可等許可の申請時から変更された事項があれば、当該変更を法務大臣に届け出る（居住地については市区町村の長を経由して法務大臣に届け出る。）こととする。さらに、
- ③ 法務大臣が、外国人の留・就学先、研修先等の所属機関から、所属する外国人に関する情報の提供を受ける制度を創設するとともに、
- ④ 関係行政機関において、それぞれの事務又は業務の遂行に必要な限度で、外国人に関する情報を相互に照会、提供できる仕組みを整備する。

これにより、法務大臣は、外国人が届け出た情報と所属機関等から提供された情報とを照合するなどして、当該外国人の在留状況をより正確に把握する。なお、短期滞在者及び入管法上の在留資格を有しないで在留する特別永住者は、新たな在留管理制度の対象外とする。

3 適法な在留外国人の台帳制度の整備

現在、市区町村は、事実上、外国人登録を行った外国人を住民として把握し、外国人登録の情報を各種行政サービス提供の基礎として利用しているが、外国人登録制度と住民基本台帳制度はその趣旨及び目的が異なるため、行政サービスの提供に支障が生じている。そこで、市区町村において、外国人住民に関する正確な記録が作成されるよう、住民基本台帳制度を参考とした適法な在留外国人の台帳制度を整備する必要がある。その際、特別永住者も同制度の対象とすべきである。また、混合世帯の正確な把握のため、住民基本台帳制度と連携を行うべきである。法務大臣は、適法な在留外国人の台帳制度の重要性にかんがみ、新たな在留管理制度下で自らが保有する情報のうち必要な情報を市区町村に円滑に提供することにより、正確な情報を基盤とする台帳制度の整備・運用に協力し、地域における外国人住民に対する行政サービスの向上に積極的に貢献する。

4 適法に在留する外国人の利便性の向上

法務大臣が外国人の在留状況を正確に把握する新たな在留管理体制が構築されることにより又はこれを前提として、出入国管理行政上、①在留期間の上限の伸長（一定の在留資格について、概ね3年となっている在留期間の上限を5年程度に引き上げる）、②再入国許可制度の見直し（上陸許可や在留期間の更新等の許可に伴い在留カードの交付を受けた者について、これら許可とは別に許可を受けることなく一定期間内の再入国を可能とする）、③外国人の在籍する受入れ機関からの在留期間更新等の取次申請に対する手続の簡素化といった、適法に在留する外国人の利便性の向上を図る施策を検討すべきである。

そのほか、新たな在留管理制度の導入に伴い、出入国管理行政以外で、①適法な在留外国人の台帳制度の整備による教育、医療、福祉等各種行政サービスの円滑な提供、②日本語教育の充実、外国語による情報・サービスの提供等の外国人が暮らしやすい地域社会づくり、就学促進等の外国人の子供の教育の充実といった、生活者としての外国人を支援する各種施策の推進などが期待される。

第3節◆適法な在留外国人の台帳制度の検討状況

前節のとおり、出入国管理政策懇談会による報告書「新たな在留管理制度に関する提言」は、新たな在留管理制度と市区町村において整備される適法な在留外国人の台帳制度の整備を通じて、日本人と外国人の共生社会の実現を目指すことを制度見直しのねらいとしており、市区町村において外国人住民に関する正確な記録が作成されるよう、住民基本台帳制度を参考とした「適法な在留外国人の台帳制度」を整備する必要性を指摘し、法務大臣には、新たな在留管理制度下で保有する情報のうち、必要な情報を市区町村に提供して、正確な情報を基盤とする台帳制度の整備・運用に協力することを求めている。

「適法な在留外国人の台帳制度」については、平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、「現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する。」とされ、20年3月25日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（改定）」においては、内閣官房の調整の下、総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表する（平成19年度措置）とともに、両省は、地方公共団体の意見を十分に考慮しつつ、適切かつ着実に当該台帳制度を整備する（遅くとも21年通常国会までに関係法案提出）とされている。

こうした中、法務省としても、「適法な在留外国人の台帳制度」は、新たな在留管理制度と車の両輪の関係に立つとの認識の下、平成20年3月に、総務省と共同で「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」を取りまとめ、前記閣議決定において「遅くとも平成21年通常国会までに関連法案提出」とされた措置の実現に向け、引き続き共同で検討を進めていくこととしている。なお、同基本構想の内容は、法務省のホームページに掲載されている（<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan71.pdf>）。

第4節◆正確な登録を確保するための措置

新たな在留管理制度及び適法な在留外国人の台帳制度の施行までには一定の期間を要するところであるが、その間においても、現行の外国人登録制度における正確な登録を確保することが重要であり、そのため法務省入国管理局において一連の措置を講じることとした。

具体的には、平成19年度中に、①全市区町村及び地方入国管理官署の窓口等に多言語によるポスターを掲示し、在留外国人に対して、正確な登録申請を行うよう呼びかけることとしたほか、②外国人登録をしている外国人が再入国許可を受けることなく出国した場合の市区町村への出国通知の迅速化の徹底などの措置を実施した。

さらに、平成20年4月、入国管理局登録管理官に「正確性向上・運用改善班」を設置し、①照会専用のメールを新設するなど、市区町村からの照会の迅速な受付、②再入国許可に基づく出入国情報の市区町村への試行的な提供、③長期間にわたり現状を正確に反映していないと思われる登録原票について、法務省への送付及び法務省における管理の推進、等の措置により、正確性向上・運用改善を図ることとした。

今後、入国管理局においては、外国人登録事務市区町村代表者会議を通じ市区町村の意見を踏まえるなどしつつ、更なる正確性向上、運用改善を図ることとしている。

第3章 不法滞在外国人の半減のための取組

第1節◆犯罪に強い社会の実現のための行動計画

「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、治安の回復に向けた対策を総合的かつ積極的に行うため、平成15年12月18日、犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定した。

同計画においては、犯罪の温床となる不法滞在者を平成20年までの5年間で半減させ、国民が安心して暮らすことができるようにするとともに、平穩かつ適法に滞在している多くの外国人に対する無用の警戒感を払拭するため、入国管理局においても「水際における監視、取締りの推進」、「不法入国・不法滞在对策等の推進」、「外国関係機関との連携強化」の施策を推進することとした。具体的には、入国審査時等における審査の厳格化、不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化、留学生・就学生・研修生等を適正に受け入れるための諸対策の推進、関係国当局に対する被退去強制者の管理の徹底に係る要請等に積極的に取り組んでいくこととされ、また、出入国審査の一層の厳格化、不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国審査官、入国警備官の所要の増員を含めた出入国管理体制の強化、収容施設及び装備、機材の整備等を推進することとされた。

第2節◆不法滞在者半減に向けた総合的な取組の推進

賃金格差等を背景として、近隣諸国から我が国での不法就労を企図して入国する外国人が依然として後を絶たず、不法残留者数は平成5年以降減少傾向にあるものの、20年1月1日現在、約15万人と未だ高水準で推移している。そこで、入国管理局では、これら不法残留者及びブローカーの手引きなどによって我が国に不法入国して潜伏しているいわゆる密航者を含む不法滞在者を16年から20年までの5年間で半減させることを目指し、不法滞在者を日本に「居させない」ため、警察を始めとする関係機関との連携を強化して合同摘発を推進するとともに、関係国と送還・旅券発給等に関する積極的な交渉を行うなど、迅速な送還を実現するための方策を講じている。さらに、不法滞在を目的とする外国人を日本に「来させない」ため、在留資格認定証明書交付申請に係る厳格な審査、不法滞在者送出国に対する厳格な出国管理の要請などを行い、加えて、観光客等を装った不法滞在目的の外国人が日本に到着しても「入らせない」ため、上陸審査の厳格化、偽変造文書鑑識の強化などの各方策を実施しており、この「居させない」「来させない」「入らせない」を3本の柱として、国民の治安回復への強い期待に応えるべく、関係機関とも緊密に連携しながら、積極的に不法滞在者対策に取り組んでいる。

第4章 水際対策の強化とIT化の推進

第1節◆テロ対策の推進

1 厳格な出入国審査等の実施

国民の生命と安全を守るためには、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止することが極めて重要であり、入国管理局においては、我が国に入国を試みるテロリスト等を確実に水際で排除するため、平成13年の米国同時多発テロ以降、継続して厳格な出入国審査等を実施している。

具体的には、テロリスト等が我が国に入国し、テロ行為を行うことを阻止するため、関係機関との連携を緊密にして、国際的なテロリスト等の動きや、それに関連する各種情報を収集し、上陸審査等の際に、これらの情報に基づいた要注意人物リストとの確実な照合により、テロリスト等の発見に努めている。

また、テロリスト等は偽変造旅券を行使する可能性が高いことから、主要空港に偽変造文書対策室を設置しているほか、高性能の偽変造文書鑑識機器を導入するなどして、偽変造文書の鑑識体制の強化に取り組んでいる（第2節参照）。

さらに、平成19年11月からは、我が国に上陸しようとする外国人に対し、個人識別情報（指紋、顔画像）の提供を義務付けており、テロリスト等の入国を防止するための一層厳格な審査を実施している。（第1章参照）

また、自国を出国するときは真正な旅券を使用し、成田空港等の直行通過区域（トランジットエリア）到着後にブローカー等から偽変造旅券を入手して、同旅券をもって米国等に不法入国を企てる者が後を絶たないことから、直行通過区域におけるパトロールを強化している。

2 新たな手法の導入

入国管理局では、外国人の円滑な受入れを進めつつ、テロリスト等が我が国に流入することを防ぐため、入国目的に疑いがある外国人に対する一層慎重な審査を実施するセカンダリ審査（2次的審査）の導入、偽変造旅券を行使する不法入国者の阻止を目的としたリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）の派遣及び出発地における事前確認により不法入国等を企図する外国人の入国を事前に阻止するプレクリアランス（事前確認）を導入するなど、厳格な出入国審査を実施するとともに新たな手法を導入、実施することにより、水際対策を強化している。

さらに、「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・テロ対策推進本部決定）を踏まえ、①上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く。）に指紋等の個人識別情報の提供を義務付ける規定の整備、②外国人テロリスト等の退去強制事由に関する規定の整備、③本邦

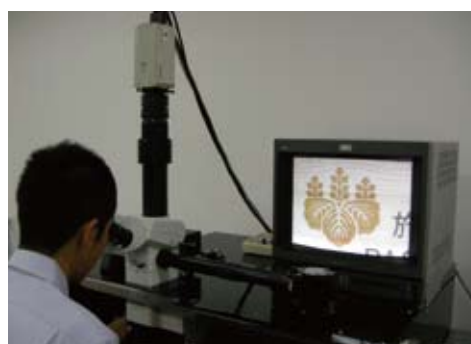
に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付ける規定の整備等を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年法律第43号）」が第164回国会において可決・成立し、①の規定については19年11月20日から、②の規定については18年6月13日から、③の規定については19年2月1日から施行されている。

第2節◆偽変造文書対策の強化

1 偽変造文書行使の概況

偽変造旅券等の行使による不法入国事案は依然として後を絶たず、特に、人身取引やテロ行為等の国際犯罪組織が暗躍するための手段として利用されている状況を軽視することはできない。

また近年、出入国審査手続などの場面で行使される偽変造旅券等は一層精巧さを増しており、虚偽の文書等を提出し正規の手続を経て不正に他人名義の旅券を取得する「不正取得」事案や、自分の顔形に似た他人名義の真正旅券を行使し入国を企てる、いわゆる「なりすまし」事案も発生している。我が国の出入国歴を有する者の旅券を行使して、同旅券の名義



偽変造鑑識機器

人になりすまして入国を企てようとする事案については、平成19年11月20日から導入されたバイオメトリクスを用いた審査の活用が期待されているが、併せて引続き偽変造文書鑑識の技術向上のための研修実施や関連情報の収集・分析・活用を積極的に行っている。

このように、偽変造文書やその他の不正手段を行使して我が国への入国を企図する外国人の多くは、不法就労を目的としていると考えられるが、テロリストや国際犯罪組織が我が国への潜入手段として悪用するおそれもあることから、治安対策の観点からも、これら偽変造旅券等を行使する者については、水際で確実に発見し、その流入を確実に阻止することが求められており、そのための堅固な体制整備を図ることが出入国管理行政上の重要な課題となっている（表47）。

表47 偽変造文書発見件数の推移

(件)

区分		年	平成15	16	17	18	19
上陸	旅券		1,561	1,011	834	647	539
	その他		1,856	1,547	1,622	1,369	824
	合計		3,417	2,558	2,456	2,016	1,363
出国	旅券		142	77	92	70	71
	その他		101	53	74	43	25
	合計		243	130	166	113	96
合計	旅券		1,703	1,088	926	717	610
	その他		1,957	1,600	1,696	1,412	849
	合計		3,660	2,688	2,622	2,129	1,459

第3節◆ IT を活用した出入国管理業務の推進

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」の改定

平成17年3月に策定した「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」は、レガシー（旧式）システムの刷新を契機に、効率的な行政運営を促進し、より一層のITの利活用を図るために業務・システムの全体を根本的に見直し、業務体系の現状体系と将来体系を包括的かつ体系的に記述したものである。

その後、「犯罪対策閣僚会議（第5回）・都市再生本部（第14回）合同会議」（平成17年6月28日）等において、外国人の在留情報の管理強化や外国人の保護及び利便性の向上に関する提言等がなされており、それらの内容を受けて、平成19年2月1日に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会に在留管理専門部会が設置され、外国人の在留管理制度の見直しについて検討が進められるなど、最適化計画策定当初とくらべて出入国管理政策をめぐる様々な情勢が変化したことを受けて、19年8月に最適化計画を改定した。

出入国管理関係の法令・制度について、今後見直しが行われることによって、当該見直しの内容を業務・システムに反映させる必要が生じた場合は、その都度最適化計画の内容を改定する。あわせて、業務・システムの最適化を実施するにあたっては、テロ・犯罪・不法滞在防止対策といった我が国の公共安全にとって緊急性の高いものを優先しつつ、レガシーシステムの刷新をはじめとするシステムの改善などにより、予算効率の高い簡素な政府を実現するという電子政府構築計画の趣旨に沿うものとしている。

第5章 外国人の円滑な受入れのための取組

第1節◆観光立国への貢献

1 円滑かつ厳格な入国審査を実現するための措置

我が国を訪れる大多数の問題のない外国人に対しては、円滑な入国審査の実施に努める一方で、不法就労等を企図する外国人に対しては、厳格な入国審査を実施し、その入国を確実に阻止する必要がある。観光立国の実現に向けた各種の取組により訪日外国人が増加している中であって、入国審査を行うに当たっては、円滑化と厳格化という一見相反する目標を両立させていく必要がある。

入国管理局においては、メリハリのきいた審査を実施することによってその双方を実現すべく、平成17年度からセカンダリ審査（2次的審査）やプレクリアランス（事前確認）等を導入し（第4章第1節参照）、18年度には地方空港等への審査応援をより効率的に行うための審査応援班を、千歳苫小牧出張所及び羽田空港出張所へ設置した。19年11月20日以降は、成田空港に自動化ゲートを設置し、事前に利用希望者登録を行った日本人及び再入国許可を受けていることなど一定の要件に該当する外国人は、同ゲートを通過して出入国手続を行うことが可能となるなど、円滑かつ厳格な審査の一層の推進を図っている。

2 デンマークとのワーキング・ホリデーに係る「特定活動」告示の改正

日本国政府は、一定の要件を満たすデンマーク国民に対しワーキング・ホリデー査証を発給し、当該査証を有するデンマーク国民に対し、入国の日から最長1年の期間本邦に滞在する許可を与えること、当該デンマーク国民は、本邦における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができること、本件措置は平成19年10月1日からとることなどを、19年6月28日、デンマーク政府に対して口上書をもって通報した。

これを受け、特定活動告示の定めるワーキング・ホリデー制度対象国にデンマークを追加した（平成19年9月21日改正、19年10月1日施行）。

第2節◆研修・技能実習制度の運用の適正化と制度の見直し

研修・技能実習制度は、研修生や技能実習生への技術・技能移転を通じ、その国の経済発展を担う人材育成を目的とする制度であり、「研修」の入国者、技能実習への移行者は、年々増加しており、我が国に定着してきている。

しかしながら、近年、制度の趣旨を理解せず、研修生や技能実習生を低賃金労働者として扱うなど、

一部の受入れ機関により不適正な受入れが行われ、研修生・技能実習生が被害者となる事案が増加している。

このような現状に対し、政府の方針として制度を見直すこととされており、平成21年通常国会への法案提出に向けて検討作業を進めている。また、現行制度下での運用の適正化を図るため、19年には、受入れ機関に対するガイドラインである「指針」を改訂し、受入れ機関の留意事項を明確にするなどしたほか、積極的に実態調査を行って、不適正な受入れを行った機関に対し「不正行為」認定を行い、当該機関を3年間の受入れ停止とするなどの措置を講じてきたところである。

1 「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」の策定

入国管理局では、平成11年に「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を策定するなどして研修・技能実習制度の適正な運用に努めてきたが、策定後の8年間における研修・技能実習の状況等を踏まえ、19年12月26日、同指針の内容を見直して、受入れ機関が留意すべき事項などをより明確にするとともに、「不正行為」に該当する行為について明確化を図るなどの改訂を行った。

改訂した指針は、特に研修生・技能実習生の保護の強化を図る観点から、受入れ機関において、研修生や技能実習生の旅券や外国人登録証明書を預かったり、宿舎からの外出を禁じるなどの不適切な管理を行うことを禁じたほか、「不正行為」に当たる行為について具体例を盛り込むなどして、その明確化を図った。

2 受入れ機関に対する「不正行為」の認定

入国管理局では、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の認定を行い、法務省令等の規定に基づいて、当該機関が、研修生・技能実習生を受け入れることを3年間停止している。平成19年中に「不正行為」に認定した機関は449機関であり、過去最多であった前年の229機関の約2倍となった。

これを受入れ形態別にみると、企業単独型で受け入れた機関が9機関（2.0%）、団体監理型での受入れ機関が440機関（98.0%）であった。団体監理型の受入れについて、受入れ機関別では、第一次受入れ機関（研修を事業として実施する事業協同組合などの団体）が36機関（8.0%）、第二次受入れ機関（研修生を受け入れる組合員企業など）が404機関（90.0%）となっている（表48）。

「不正行為」の類型別では、労働関係法規に違反して技能実習生を稼働させた「労働関係法規違反」、申請とは異なる機関で研修生・技能実習生を受け入れた「名義貸し」、研修生に対し禁止されている研修時間外や休日に作業を行わせた「所定時間外作業」の順に多く、この3類型で全体の約70%を占めている（表49）。

表48 受入れ形態別「不正行為」認定機関数の推移

		平成15	16	17	18	19
企業単独型		5	2	5	11	9
団体 監理型	第一次受入れ機関	11	28	17	28	36
	第二次受入れ機関	76	180	158	190	404
計		92	210	180	229	449

表49 平成19年類型別「不正行為」認定件数

(件)

		企業 単独型 (9機関)	団体監理型		計 (449機関)
			第一次 (36機関)	第二次 (404機関)	
第1類型	① 二重契約	0	7	1	8
	② 研修・技能実習計画との齟齬	2	4	30	36
	③ 名義貸し	2	4	109	115
	④ その他虚偽文書の作成・行使	3	13	6	22
第2類型	研修生の所定時間外作業	3	5	90	98
第3類型	悪質な人権侵害行為等	0	6	64	70
第4類型	問題事例の未報告等	0	1	0	1
第5類型	不法就労者の雇用	1	1	29	31
	労働関係法違反	1	5	172	178
第6類型	準ずる行為の再発生	0	3	0	3
計		12	49	501	562

※ 一つの受入れ機関が、複数の類型をもって「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているため、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

3 制度の見直し

研修・技能実習制度の趣旨は、技能移転を通じた国際貢献にあるが、近年、この制度本来の趣旨を理解せず、実質的な低賃金労働者として扱っている等の事例も見受けられることから、制度自体を見直すことについて、各方面から提言や報告がなされている。

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）及び「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において、実務研修中の研修生の法的保護や、技能実習生に係る在留資格の整備等に関し遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされ、今後、これら閣議決定にしたがい、また、各種の提言等を参考にしながら、関係省庁との協議を行い、関連する法律の改正案を取りまとめることとしている。

第3節◆学術・文化・青少年交流の推進と留学生、就学生の円滑かつ適正な受入れ

「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化

外国人留学生の受入れは、昭和58年以降「留学生受入れ10万人計画」の下、我が国政府の基

本方針として積極的に推進された結果、我が国に入国する留学生及びその大半が留学生となる日本語就学生が急増した。しかし、日本語就学生の中には、専ら就労を目的とする者が就学生を装って入国した上、不法就労者又は不法残留者となったケースや、受入れ教育機関として不適切な教育機関が存在したりする等深刻な問題が発生したことから、平成元年の入管法の一部改正により「留学」及び「就学」の在留資格を整備するとともに、上陸許可基準を整備する等、厳正な審査を実施してきた。

その結果、留学生及び就学生の不法残留者数が減少し、不適切な教育機関も減少するなどの改善が認められたため、平成11年12月、申請者の負担軽減の観点等から、提出書類の大幅な削減等手続の簡素化を図り、教育機関の在籍管理状況に応じた取扱いを行うことを内容とした審査方針を策定し、当該方針に沿って対応してきた。

しかしながら、近年、留学生の不法残留者の構成比が増加する傾向を示し（図21、表50）、また、留学生や就学生によって引き起こされる犯罪が大きな社会問題となり、さらには、留学を隠れ蓑とし、当初からの入国目的が就労することであったり、留学生や就学生による資格外活動事案が多く見られる等の状況が見られる。このような状況を踏まえ、平成15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力を有しているか否かについて慎重に確認することとしており、引き続き審査の適正化を図っていくこととしている。

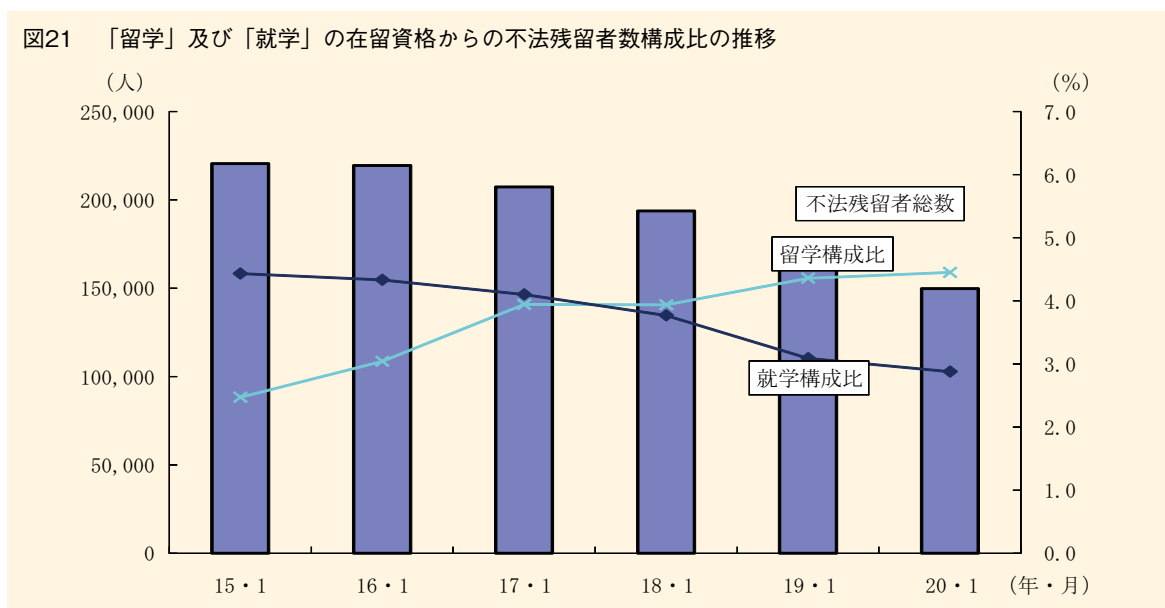


表50 「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移

区分	年月日					
	平成15 1月1日	16 1月1日	17 1月1日	18 1月1日	19 1月1日	20 1月1日
不法残留者総数(人)	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839	149,785
留学(人)	5,450	6,672	8,173	7,628	7,448	6,667
構成比(%)	2.5	3.0	3.9	3.9	4.4	4.5
就学(人)	9,779	9,511	8,506	7,307	5,281	4,311
構成比(%)	4.4	4.3	4.1	3.8	3.1	2.9

第4節◆在留資格の変更及び在留期間の更新許可のガイドライン化等

1 経緯

在留資格の変更及び在留期間の更新については、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の在留の状況、在留の必要性、相当性等を総合的に勘案して、認めるに足りるか否かの判断がなされている。これについて、昨今の外国人の在留期間の長期化、定住化傾向が進む中、申請者の予見可能性を高める観点から、運用の明確化及び透明性の向上を図るため「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日に閣議決定）を受けて「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」の策定及び在留資格の変更許可申請、在留期間の更新許可申請にかかる不許可事例の公表を行った。

2 在留資格の変更及び在留期間の更新許可のガイドライン化

在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案しているところ、運用の明確化及び透明性を図る観点から、この判断に当たってのガイドラインを策定し、平成20年3月に公表した。ガイドラインとして、①行おうとする活動が申請にかかる入管法別表に掲げる在留資格に該当すること、②入管法別表第1の2の表又は4の表に掲げる在留資格の下欄に掲げる活動を行おうとする者については、原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること、③素行が不良でないこと、④独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること、⑤雇用・労働条件が適正であること、⑥納税義務を履行していることの6つを掲げている。

3 在留資格の変更許可申請及び在留期間の更新許可申請にかかる不許可事例の公表

我が国に在留する外国人が許可された在留資格とは別の在留資格に該当する活動を行おうとしたり、許可された期間を超えて引き続き在留しようとするときは、入管法に基づき、在留資格の変更許可又は在留期間の更新許可の申請を法務大臣に対して行い、法務大臣は変更又は更新を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、これを許可することができることとされている。

この「相当の理由」があるか否かの判断については、法務大臣の裁量に委ねられており、申請した外国人の在留状況、在留の必要性、相当性等を総合的に勘案して認めるに足りるか否かを判断しているところ、その運用の明確化と透明性向上を図る観点から、おおむね過去1、2年の間にその申請を不許可とした事例を平成19年11月から公表することとした。

第6章 国際社会への対応

第1節◆条約及び国際会議への対応

1 条約締結等への対応

(1) 各国との経済連携協定（EPA）（注）締結交渉への主な対応

ア 日・タイ経済連携協定

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」は、平成19年11月1日に発効した。人の移動分野の関係では、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービス従事者（弁護士等）、公私の機関との契約に基づく専門業務従事者（在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」、「技能：タイ料理人」）、指導員（在留資格「教育」）の受入れ及び介護福祉士等について継続協議することを規定している。タイ料理人については、10年以上の実務経験を要しないこととする基準省令の一部改正を行った（平成19年8月24日改正、19年11月1日施行）。

イ 日・インドネシア経済連携協定協議

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」は、平成20年7月1日に発効した。人の移動分野の関係では、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービス従事者（弁護士等）、公私の機関との契約に基づく専門業務従事者（在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」）、看護師・介護福祉士候補者等の受入れ及び関連協力としてホテルサービス分野での研修・技能実習制度の検討等を含むものとなっている。看護師・介護福祉士候補者等については、所要の規定の整備を行うため、施行規則及び特定活動告示の一部改正を行うとともに、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」を策定した（平成20年5月26日改正・策定、20年7月1日施行）。

(注) 経済連携協定（Economic Partnership Agreement, EPA）とは、締約国間における貿易の自由化・円滑化を促進し、関税やサービス貿易、投資、知的財産、人的交流等、各種経済分野の政策の調和や規制の緩和、協力等を目的とした協定である。

(2) 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応

我が国が締結している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権B規約）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、「児童の権利に関する条約」（児童の権利条約）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、及び「拷問及び他の

残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)については、我が国はその実施状況等について政府報告しており(注)、入国管理局では出入国管理行政に関する観点で、報告書の作成や政府報告の審査及びそのフォローアップ等に関わっている。また、新たに国連において人権理事会が創設されたことに伴い、国連加盟国全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとしてUPR(普遍的・定期的レビュー)制度が新設され、入国管理局は、出入国管理行政に関する点において、政府報告書作成審査や、その後の政府審査に携わった。なお、新たな人権関係条約として、(平成20年4月)現在、19年2月に署名した「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准のための作業が行われているところ、入国管理局は、出入国管理行政に関する観点からこの作業に関わっている。

(注) 各政府報告の状況(提出)は、(平成20年4月)現在までのところ、国際人権A規約は第2回報告、国際人権B規約は第5回報告、女子差別撤廃条約は第5回報告、児童の権利条約は第3回報告、人種差別撤廃条約は第1・2回報告、拷問等禁止条約は第1回報告となっている。

2 国際会議への対応

(1) G8ローマ・リヨングループ移民専門家会合

国際テロ対策や国際組織犯罪対策を検討する専門家会合G8ローマ・リヨングループのサブグループの一つである移民専門家会合では、G8が協力して取り組むべき不法移民対策、偽変造文書対策等について議論が行われている。

平成19年はドイツのベルリンにおいて同会合が計3回開催されたが、毎回入国管理局から職員が出席し、各国の担当者と情報交換・意見交換を行った。

(2) アジア欧州(ASEM)移民管理局長級会合

「アジア欧州(ASEM)移民管理局長級会合」は、アジア諸国とヨーロッパ諸国において移民問題を担当する責任者が一堂に会して、不法入国・不法滞在問題等を議論する会合であり、平成14年から毎年開催されているものである。本会合は不法移民対策等の検討に有益な意見交換、情報収集の場でもあることから、入国管理局からも職員が参加し、情報交換等に努めている。

平成19年11月に韓国のソウルにおいて第6回会合が開催され、合法的及び非合法的移民に対する政策、人身取引対策等について協議された。

(3) 国際航空輸送協会・入国管理機関関係部会(IATA・CAWG)

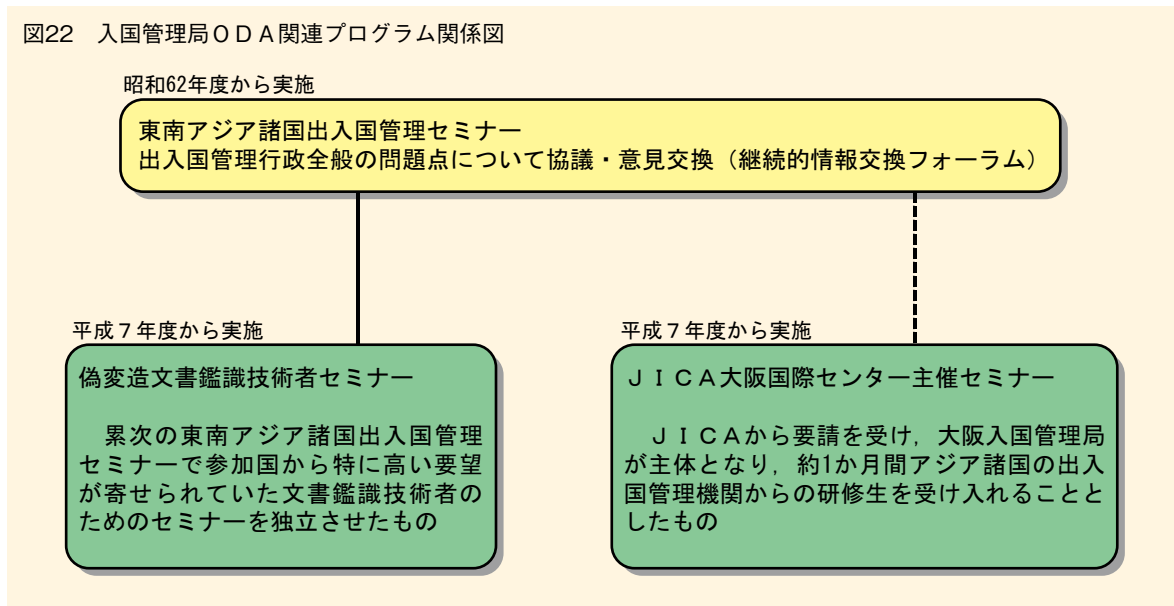
航空機による不法入国問題等に対処すべく、航空会社及び出入国管理当局が上陸拒否者等に関する問題を議論する場としてIATA下部組織として設置された部会である。

平成19年5月に千葉県成田市において日本航空と共に入国管理局が第41回同会合を主催し、登録旅行者プログラム、退去強制に係るガイドライン等について情報交換・意見交換を行った。

第2節◆各種セミナーの開催

入国管理局では、円滑化と、テロ対策等の厳格化という相反する課題を抱える国境を越える人の移動の問題について、一国限りで対応することには限界があり、二国間、地域間、多国間での協力した取組が特に重要となってきたこと、そして、秩序ある人の移動を実現させるため、出入国管理等に関する情報交換等の国際協力の強化が不可欠であるとの認識から、ODA（政府開発援助）事業の一環として以下のようなプログラムを実施し、アジア諸国（地域）に対する行政技術の移転と域内各国（地域）の出入国管理行政当局間での情報網・協力体制の構築に取り組んでいる（図22）。

図22 入国管理局ODA関連プログラム関係図



1 東南アジア諸国出入国管理セミナー

昭和62年度から毎年度、アジア域内各国（地域）の出入国管理行政当局幹部を招へいし、域内の出入国管理行政に関する意見交換・情報交換の場を提供している。入国管理局は本セミナーにおいて建設的な意見交換・情報交換を行うことで、参加各国の効果的な出入国管理政策立案及び効果的な運用実現に寄与している。

平成19年度は11月に第21回セミナーを開催し、東南アジア諸国を始め環太平洋諸国など14の国、2つの地域（アメリカ、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、カナダ、中国、中国香港、中国マカオ、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の出入国管理機関並びにオブザーバーとして、欧州委員会（EC）、国際移住機関（IOM）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の3国際機関の担当者が参加し、「審査待ち時間の短縮等スムーズな出入国手続に関する現状と方策」や、「最近における不正・不法な入国及び出国の現状とその対策」等について活発な意見交換が行われた。

2 偽変造文書鑑識技術者セミナー

前記東南アジア諸国出入国管理セミナーの開催を重ねる中で、参加国（地域）から、特に偽変造文

書鑑識技術に関する技術移転・情報交換の要望が強く寄せられたことを受け、平成7年度から毎年度、同セミナーの参加国（地域）から偽変造文書鑑識業務に携わる実務者を招いて、偽変造文書鑑識技術者セミナーを開催している。特に近年は、不法移民及びこれをめぐる国際組織犯罪等の問題が世界的に深刻化しており、アジア地域においても、巧妙な偽変造文書を行使した事案が多発し、域内各国の出入国管理行政当局の共通した問題となっている。

そこで、本セミナーでは、我が国がこれまで蓄積してきた偽変造文書鑑識技術を紹介するとともに、米国、カナダ等の参加協力を得て、より効果的な技術移転及び情報交換に努めることとしており、偽変造文書を行使した不法出入国事案の根絶に向けて取り組んでいる。

平成19年度は20年2月に千葉県成田市において第13回セミナーを開催し、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、カナダ、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、米国、ベトナム、国際刑事警察機構（ICPO）の17カ国及び1国際機関等が参加したほか、台湾の偽変造文書鑑識担当職員がオブザーバーとして出席した。



偽変造文書鑑識技術者セミナー

第3節◆研修の実施－「出入国管理行政コースの支援」

平成7年度から、JICA（国際協力機構）大阪国際センターが実施する「出入国管理行政コース」の研修に、大阪入国管理局が全面的な協力を行っている。同研修は、アジア地域内の開発途上国等において出入国管理行政に携わる中堅行政官に、日本の出入国管理行政の現状を紹介し、行政技術の研修を行うことを通して、各地域内の出入国管理行政の発展に資するとともに、地域内を結ぶネットワーク構築を目指している。

第7章 広報活動と行政サービスの向上

第1節◆広報活動の推進

出入国管理行政の円滑な遂行のためには、国内外への広報活動・啓発活動が果たす役割は大きいとの認識の下、従来より積極的な広報活動等の実施に努めている。

毎年6月は、政府の「外国人労働者問題啓発月間」であり、入国管理局においても、「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施している。19年においても関係省庁及び地方自治体等の協力を得てポスターやリーフレットを配布するなどして、不法就労防止に係る啓発活動を行った。

具体的には、中学生に入国審査を体験してもらう「一日入国審査官」（東京入国管理局成田空港支局）、在留外国人の出入国・在留の相談を受ける「一日インフォメーションセンター」（東京入国管理局）、「入管なんでも相談所」（大阪入国管理局）等のイベントを実施した。

その他、個人識別情報を活用した入国審査の実施に関する広報活動（第1章第3節）等重要な入国管理施策についての広報活動を行った。



不法就労外国人対策キャンペーン月間ポスター



不法就労外国人対策キャンペーン風景(大阪)



不法就労外国人対策キャンペーン風景(東京)

第2節◆行政サービスの向上

1 上陸審査手続の円滑化

入国管理局においては、これまでも空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空

港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。そこで、例えば大規模空港の上陸審査場においては、外国人が多数到着した場合に、日本人担当の入国審査官の一部を外国人審査に振り分けて対応したり、各上陸審査場で混雑に偏りが出た場合に、入国審査官を移動させて対応している。また、外国人用に審査の待ち時間を表示することとしたほか、高齢者、障害者、妊婦等のための優先レーン（プライオリティレーン）を設置するなどして、手続の円滑化とともに行政サービスの向上に努めている。



プライオリティレーン

さらに、審査ブースごとに列を作るのではなく、上陸審査場に到着した乗客が順番に一つの列に並び、空いたブースに順次進むというフォークライン方式の採用を始めとして、混雑時間帯に係る入国審査官の増配置、場内整理員の配置、個人識別情報の提供方法についてビデオ等による案内放送の実施、出入国記録カードの記載案内板の設置等、各空港の実状に合わせて、適宜航空会社等に協力を求めつつ、審査待ち時間の短縮化を図る等手続の円滑化に努めている。



待ち時間表示

2 外国人への案内サービス

入国管理局の職員は、正規に入国・在留する外国人に、さわやかな行政サービスを提供すべく努めているところであるが、一部の申請者等から申請者の待ち時間が長時間に及び、また、十分な手続案内がなされていないといった苦情も寄せられている。

そこで各地方入国管理局等では、職員の行政サービスに関する意識の向上を図り応接態度を洗練するほか、窓口環境の整備や各種案内サービスの工夫等その改善に取り組んでいる。

また、外国人の中には、生活様式・風俗習慣・言語などが異なっているため、入国・在留手続やその他日本の法律、社会制度などに不案内である場合も少なくなく、そのような場合の支援のため、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を開設し、外国人及び本邦の関係者に対して、次のような案内を行っている。

- 外国人社員や研修生の招へい、配偶者等の呼び寄せなどの入国関係諸手続
- 在留資格の取得及び変更、在留期間の更新、永住許可などの在留関係諸手続
- 外国人登録手続
- 外国人の入国・在留に関する各種申請書類の記載要領
- その他外国人の入国・在留に関する各種案内

このインフォメーションセンターは、東京入国管理局、同局横浜支局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、同局神戸支局、広島入国管理局、福岡入国管理局及び仙台入国管理局に設置され、英語の

ほか韓国語，中国語，スペイン語等様々な言語で，電話や来訪による外国人の入国・在留に関する手続についての相談に応じている。また，札幌入国管理局，高松入国管理局及び福岡入国管理局那覇支局には相談員を，新宿区には新宿外国人センターを置き，インフォメーションセンターと同様のサービスを提供している。

加えて三大空港（成田，中部，関西）において，入国・在留関係手続き全般についての案内等を行う相談員を平成19年11月より配置した。

その他，平成19年から埼玉県，長野県と連携し入国管理局職員及び県のスタッフが外国人住民等を対象に相談業務を行っている。



東京入国管理局内にある
外国人在留総合インフォメーションセンター



大阪入国管理局内にある
外国人在留総合インフォメーションセンター

3 入国管理局ホームページ

入国管理局では，平成14年3月，法務省ホームページとは別に，入国管理局専用の「外国人在留総合案内用ホームページ」（<http://www.immi-moj.go.jp/>）を開設し，入国在留手続等のQ & Aや，地方入国管理官署の所在地，連絡先，略図及び窓口開設時間等が閲覧できるように申請者等への利便を図っているほか，16年2月からは，電子メールによる不法滞在者と思われる者に関する情報の受付を行っている。

また，外国人による閲覧も多いため，平成17年度末に，英語版ホームページを開設し，さらに，18年度末に，中国語版・韓国語版・ポルトガル語版の各ホームページを開設し多言語化を図り，外国人にとっても利便性の高いものとなるよう努めている。

